

大阪市告示第1092号

次の施設について、大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年8月7日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立西三国センター	令和8年8月12日（水）から同月15日（土）まで
大阪市立三国センター	令和8年8月11日（火）から同月16日（日）まで
	令和8年8月18日（火）
大阪市立東三国センター	令和8年8月13日（木）から同月16日（日）まで
大阪市立北中島センター	令和8年8月12日（水）から同月15日（土）まで
大阪市立宮原センター	令和8年8月12日（水）から同月16日（日）まで
大阪市立啓発センター	令和8年8月11日（火）から同月16日（日）まで
大阪市立柴島センター	令和8年8月12日（水）から同月14日（金）まで

（環境局環境管理部環境規制課）